

<前頁より続き> しかし上程前ならまだしも、法案が整備され、関連法の改訂作業が済んで、安保法案が上程されてしまっ
てからでは「時すでに遅し」です。数の力でほぼ原案通り通さ
れてしまうことはこれも予測以上のものがありました。

とって、全国を席卷した「戦争法案」反対のデモが全く無
駄だったわけではありません。それどころか、2012年夏の
関西電力大飯原発再稼働に端を発した全国レベルの反・脱原発
デモに続く輝かしい市民運動の大きな成果でもありました。

しかし、今回安保法案の成立で、日本は実質平和憲法を捨て、
日本の外で戦争行為ができる国へと大転換したことも事実です。
(勝負はまだついていません。このチラシシリーズの最後半で詳述します)

集団的自衛権行使を前提と する安全保障基本法

今回「平和安全法制」の基本をなすのが、新設の法律「安全保
障基本法」です。表1はその条文の抜粋です。(目的)第一条では「国
連を中心とする国際の平和及び安全の維持のための努力に積極的
に寄与することを目的とする」と謳っていますが、これまでの事
実関係からして、小規模な国連軍派遣(国連平和維持活動=PKO)
を除けば、大規模に正式な国連軍が組織されたことは一度もあり
ません。安全保障理事会の全会一致決議が得られないからです。
従って「国連を中心とする」という文言は「アメリカ軍中心とする」
と読み替えても大きくは外れないでしょう。

(自衛権の発動としての武力の行使)第三条では、「武力攻撃
に至る恐れがある」場合には「我が国周辺国で」武力行使がで
きる、となっています。朝鮮半島や東シナ海、台湾周辺などに軍
隊(自衛隊)を送って戦争行為ができるようになったほか、「周辺
国」の定義が曖昧のままですから、インド洋やペルシヤ湾、あ
るいは環太平洋地域に日本の軍隊を送ることがあるかも知れま
せん。

軍事力(自衛隊)出動が拒否された 60年安保

(重大緊急事態への自衛隊の対処)第四条も重要です。これは
日本国内での話です。「緊急事態が発生した場合」には、「自衛
隊が公共の秩序の維持にあたる」ことができます、としています。
警察力で抑えられなくなった時は軍事力(自衛隊)が行使でき
る道がはじめて開かれることとなります。これに関連して思い
出されるのは、60年安保闘争の時です。60年日米安全保障条
約締結に反対するデモが国会周辺を巻き巻き(主催者発表では約3
3万人)、暴力団と右翼団体がデモ隊を襲撃して多くの重傷者を出し、機動隊が国会議事堂正門前で大規模にデモ隊と衝突し、デモに参加していた東京大学学生の榊美智子さんが死亡するという事件が起こりました。デモ隊の中に機動隊や右翼団体、暴力団などを挑発するものたちがいたことも大きな要因です。警察力で抑えることに限界があるとみた当時の首相岸信介氏は、防衛庁長官の赤城宗徳氏に自衛隊による軍事力鎮圧を要請しましたが、警察力行使と軍事力行使では事態の様相が全く変化するとみた赤城氏や、当時の国家公安委員長だった石原幹市郎氏(元自民党国会議員、旧内務官僚出身)は、岸氏の要請を拒否、自衛隊は出動準備までしながら、ついに出動は発令されませんでした。デモや集会は憲法で認められた民主的権利です。いかに現場が混乱したとはいえ、これを軍事力で制圧したとなると、日本はもう一度軍事国家に戻るようになります。国家主義者岸信介氏

表1 安全保障基本法案 抜粋

安全保障基本法案

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法の平和主義及び国際協調主義の理念を踏まえ、国の防衛並びに国際の平和及び安全の維持に関する国際協力に関し、基本理念その他の基本となる事項を定めることにより、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つとともに、国際社会の一員として国際連合を中心とする国際の平和及び安全の維持のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

(自衛権の発動としての武力の行使)

第三条 自衛権の発動としての武力の行使は、我が国に対して直接の武力攻撃があった場合及び我が国周辺の地域においてそのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれがある事態が生じた場合に限り、これを行うことができる。
2 自衛権の発動としての武力の行使は、自衛隊がその任に当たるものとする。

(重大緊急事態への自衛隊の対処)

第四条 前条第一項に規定する場合のほか、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合において、一般の警察力をもっては対処することができないときは、自衛隊が公共の秩序の維持に当たるものとする。

(防衛力の整備)

第五条 政府は、第二条に規定する基本理念にのっとり、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、国防のための組織の整備その他の防衛力の整備を適切に行わなければならない。

(アメリカ合衆国との防衛協力)

第六条 政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約が我が国の平和及び安全の維持に重要な役割を果たしているものであることにかんがみ、同条約に基づき、アメリカ合衆国と緊密な防衛協力を行うものとする。

(国際の平和及び安全の維持又は回復を図るための活動等に対する協力)

第七条 我が国は、国際の共同の利益のため必要があると…(略)
2 前項に規定する活動に対する協力は、国際法規及び国際連合の定める基準その他確立された国際的な基準に従って行われるものとする。

(法制上の措置)

第九条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

※赤字は当方による強調

[参照資料] 衆議院 web サイトから「安全保障基本法案」
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g15601014.htm

が軍事力制圧を考えたとしても不思議ではありませんが、当時の保守党政治家の中には、まだ良識のある人たちが数多くいました。

安全保障基本法第四条は、国民の基本的権利を抑圧するための軍事力出動の一条が書き込まれています。これに反対した自民党政治家がいたとは聞いていません。これは自民党がかつての保守政党ではなく、ファシズム極右政党に変質しつつあることを意味しています。

日本の軍事産業は売り上げ増で大歓迎

(防衛力の整備)第五条も重要です。「防衛力の整備」を明確に謳っています。この一条のために経済界の一部では、安保法制を大歓迎しています。経団連防衛産業委員会(委員長 宮永俊一・三菱重工業社長)は早速大歓迎の声明を発表しました。彼らにとっては政府から軍事装備品やサービスの発注が増えるからです。武器輸出解禁といい、原発の売り込みといい、私が安倍晋三氏のことを「三菱重工業の高級セールスマン」と呼ぶゆえんです。

<次頁に続く>

<前頁より続き> しかし、全ての経済人が今回の安保法制に賛成しているわけではありません。日本の経済発展を支えてきた一つの要因は「平和国家日本」「戦争をしない国日本」のイメージでした。今回の大転換は、マイナスイメージとして働き、特に中国との経済交流にとってマイナスとなると考えている経済人も多いのです。ただその多くは「唇寒し」とばかりだんまりを決め込んでいるのが実情です。

基本法の真の目的は第六条

(アメリカ合衆国との防衛協力) 第六条は、この「安全保障基本法」の白眉ともいえるべき一条で、安保法制の本質をあますところなく表現しています。**(書き手もそれまでのどこか奥歯にエノが挟まったような陰影がなくなり、のびのびと書いています)**

「日米安全条約に基づき、アメリカ合衆国と緊密な防衛協力を行うものとする」これがこの法案の真の目的です。

おかしなことに、「安全保障基本法」のどこを探しても「**集団的自衛権**」という言葉は1回も使われていません。後でもみていきますが、**今回の安保法制は国連が規定する「集団的自衛権」行使にはまったく該当しない**からです。それでは2014年7月1日の閣議決定「限定された集団的自衛権行使は合憲」はいったいどこにいつてしまったのでしょうか？つまり、**集団的自衛権行使**

を名目にして、アメリカ軍の補完勢力として日本が国外に軍隊(自衛隊)を派遣して戦争することを可能とすることが今回の安保法制の目的だ、ということが「安全保障基本法」を読むことによって了解されます。

あえて「国連の集団的自衛権行使の発動」をにおわせているのは(国際的平和及び安全の維持又は回復を図るための活動等に対する協力)と長たらしい条文名がついている第7条です。

第7条では、本文で国連の平和・安全維持、平和回復に協力すると謳い、第2項では「国際法規及び国連の基準に従って行われるものとする」としています。つまり国連の定める集団的自衛権行使は実はここでしか適用されないのです。

それでは、7月1日閣議決定で言う「国際法で認められた集団的自衛権」の行使はいったいどこにいつてしまったのか？

結局それは、**安倍晋三氏の解釈する「集団的自衛権」の行使に変質**させられてしまっているのです。憲法問題は別として、国連の定める集団的自衛権では、事実上日本が国外に軍隊(自衛隊)を派遣できる局面はありません。**(後述)**

ですから集団的自衛権も安倍晋三氏の解釈する集団的自衛権でなくてはならなかったのです。安倍氏は日本国憲法のみならず国連の集団的自衛権まで自分で解釈しています。この人物の危険なファシスト的体質を表しています。

「平和安全法制」10本と「国際平和支援法」

基本法九条に「必要な関連法令の制定又は改正を行わなければならない」とあるように、これだけの大変化を日本の法体系の中にもちこむわけですから、他の関連法令も無事で済むはずがありません。安倍自公連立政権は関連法改正案10本と新設「国際平和支援法」の計11本を一括審議の上可決しました。中身を丁寧にみている余裕はありませんが、自衛隊法の改正については見ておく必要があると思います。内閣官房の作成した資料に「平和安全法制の概要」があり、この資料はさすがに要点を列記しており大いに参考となる資料です。**(是非閲覧することをお勧めします)** 5頁が「自衛隊法の改正(米軍に対する物品役務の提供等)」と題する箇所です。これによれば自衛隊による米軍警備、情報収集、三カ国以上(たとえば、日米韓)の軍事訓練参加、提供の対象に弾薬を含めることなどが改正ポイントとしてあげられており、自衛隊がさらに米軍の下働き組織化することが明瞭に読み取れます。また自衛隊員の国外における命令不服従を「国外犯」として新たに罰則を設けるなど、読みようによっては特別裁判所(軍法会議や行政裁判所など)の設置を禁じた憲法76条2項に違反するのではないかと、思わせる規定もあります。

さらに国家安全保障会議設置法(NSC)設置法の改正も注意を払っておかなければならないポイントです。国家安全保障法は第二次安倍内閣の時にできた法律で、日本の軍事力発動に際して内閣総理大臣に全権力を集中させる危険な法律ですが、今回改正で新たに審議事項として「国家存立危機事態への対処」「重要影響事態への対処」「国際平和共同対処事態への対処」の3つ項目が加えられ、事実上内閣総理大臣の判断で、日本の外で戦争行為ができることになりました。

以上みてきたように戦後70年にして、日本は戦争しない国から戦争できる国になりました。それでもまだ遠慮がちです。大びらに堂々とやるには現行憲法の改悪が必要です。

表2 「平和安全法制」の構成

整備法(一部改正を束ねたもの)

平和安全法制整備法: 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → **重要影響事態安全確保法に変更**
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法
重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → **米軍等行動関連措置法に変更**
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

10. 国家安全保障会議設置法

新規制定(1本)

国際平和支援法: 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

【参照資料】内閣官房 web サイトから「平和安全法制」の概要】2頁
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>

国家安全保障会議設置法（日本版NSC法）の成立

日本がアメリカの補完勢力として日本の外で戦争のできる国へとなる道は、すでに第二次安倍政権成立からその準備が進められていました。2012年12月総選挙での大勝を経て第二次安倍政権が成立するのは12月26日です。安倍政権は、「金融」経済成長を牽引車とする「アベノミクス」でバラ色の未来を描きつつ、日本を戦争のできる国へと準備を進めます。2013年12月4日には国家安全保障会議設置法を成立させます。国家安全保障会議そのものは、2006年12月第一次安倍政権の時に従来の安全保障会議に替えて内閣に設置されていましたが、現在の国家安全保障会議に発展して内閣総理大臣の権限を強めたのは2013年12月です。なお「国家安全保障会議設置法」とセットの関係にある「特定秘密保護法」も2013年12月に成立しています。日本の安全保障に関する情報のうち「特に秘匿することが必要であるもの」を「特定秘密」として指定し、取扱者の適正評価の実施や漏洩した場合の罰則などを定めた法律です。国家安全保障会議（NSC）が、アメリカの補完勢力として日本の軍事行使の判断と権限を総理大臣の下に集めたものであれば、安全保障に関する情報の公開や暴露を、罰則をもって規制する法律が必要となるのはある意味当然でしょう。

国家安全保障会議法では、旧法（「安全保障会議法」）に比べて著しい変化がありました。旧法では「内閣総理大臣は、次の事項については会議に諮らねばならない」としていた条項（旧法第二条「内閣総理大臣の諮問等」）を（所管事項等）第二条「会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べる」と変えたのです。国家安全保障会議は内閣総理大臣の諮問機関から意見具申機関となりました。相対的に内閣総理大臣の権限が強まったのです。次の事項とは表3の第二条の「一から十一」までです。いってみれば内閣総理大臣は財団法人の理事長から、株式会社のCEOに昇格したようなものです。さらに今回安保法制の成立によって、新たに「存立危機事態への対処」「重要影響自体への対処」「国際平和共同対処事態への対処」が審議事項に追加されています。2006年第一次安倍政権の時に成立に失敗した国家安全保障会議はこうして第二次安倍政権では成立に成功します。

これら審議事項の一つ一つが、具体的にどのような内容をもつのか、具体的にどのような事態を想定しているのか、全く詳らかにしません。が、内閣総理大臣が日本の戦争に関するオールマイティの判断権限と実施権限を手中にした、ということだけは理解がつかます。まったくどえらいことになったものです。

全く説明がつかない秘密保護法案反対キャンペーン

ここで私が全く説明がつかない事態が起こっています。13年12月に成立した「特定秘密保護法案」は、「国家安全保障会議設置法」に伴って必要とされた法案で審議時期もほぼ同時期でした。ところがマスコミはNSC法は全く問題とせず「秘密保護法案」だけを狙い撃ちにして反対キャンペーンを張るのです。それも法案が国会に上程されたのを見計らうようにして反対キャンペーンが行われました。一部マスコミに煽られるようにして多くの市民団体が反対運動を行いました。なぜ本家本元のNSCを問題とせず、「秘密保護法」だけが標的にされたのか？いまだに私が説明できない事態でした。どなたか合理的説明をしていただけると助かるのですが…。

表3 国家安全保障会議設置法 抜粋

国家安全保障会議設置法	
最終改正：平成二六年四月一八日法律第二二号	
(設置)	
第一条	我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。
(所掌事務等)	
第二条	会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、 内閣総理大臣に対し、意見を述べる。
一	国防の基本方針
二	防衛計画の大綱
三	前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
四	武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針
五	武力攻撃事態等への対処に関する重要事項
六	周辺事態への対処に関する重要事項
七	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三条第二項第二号の自衛隊の活動に関する重要事項
八	国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
九	国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
十	重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものうち、通常の緊急事態対処体制によつては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項
十一	その他国家安全保障に関する重要事項
2	内閣総理大臣は、前項第一号から第四号までに掲げる事項並びに同項第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事項のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。
3	第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、周辺事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができる。
(組織)	
第三条	会議は、議長及び議員で組織する。
(議長)	
第四条	議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。
2	議長は、会務を総理する。
3	議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣（順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣）をもつて充てられる議員がその職務を代理する
(資料提供等)	
第六条	内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。
2	前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、 国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

※赤字は当方による強調

【参照資料】国家安全保障会議設置法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S61/S61H0071.html>

表4 「平和安全法制」の概要 抜粋

国家安全保障会議設置法（NSC設置法）の改正

- 審議事項として、新たに以下のものを定める。
 - 存立危機事態への対処
 - 重要影響事態への対処
 - 国際平和共同対処事態への対処

【参照資料】内閣官房 web サイトから「平和安全法制」の概要」12頁
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/gaiyou-heiwaanzenhousei.pdf>

第一次安倍政権の教育基本法改悪

ここでちょっと整理しておきましょう。2015年多くの日本の市民を反対運動に巻き込んだ安保法制（戦争法制）は、結局アメリカの軍事力を補完するため、主として日本がアジア太平洋地域で（場合によってはインド洋やペルシヤ湾かもしれない）、軍事展開を行い、戦争することを正当化・合法化するものでした。日本が日本国外で軍事展開を行い、戦争することを妨げる最大の障害は日本国憲法、特にその前文と憲法九条です。これを安倍政権は「限定容認論の集団的自衛権は合憲」という解釈を行い、つまり憲法の上に首相の権力を置く形でクーデタを行い乗り切ろうとしているわけです。これを可能としているのは、自民党・公明党の圧倒的な国会における議席です。しかし圧倒的と見える議席も、国民の圧倒的支持を受けたものではなく（総選挙自民党比例代表区の得票率は約27.6%＝2012年12月）、小選挙区制のトリックと公明党の全面選挙協力の上に成立したものでした。

日本国憲法と旧教育基本法はセットの関係

安倍自公連立政権がクーデタを行わなければならなかったのはひとえに日本国憲法があるためです。日本国憲法さえ変えてしまえば、まっしぐらに戦争ができる国に突き進むことができましたはず。こうして安倍自公連立政権の次の、そして最大の課題は憲法壊変となります。

現行日本国憲法壊変という課題は、実は第一次安倍政権の時に「教育基本法」の改悪という形で内堀が埋められています。

それを次にみておきましょう。

表5が今はなき旧教育基本法の全文です。

旧教育基本法は現日本国憲法とセットの関係にあります。日

表6 現行 教育基本法 前文

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神のつとめ、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

本国憲法がもっとも強調しているのは、日本を二度と戦争をしない国にする点にありました。その前提には、太平洋戦争、日中戦争による夥しい死者、無差別空襲（当時のアメリカ軍部の言葉では戦略爆撃）や戦略爆撃の典型例である2度の原爆による惨禍、中国大陸、朝鮮半島における3000万人の死者などなど数え上げれば数限りない戦争による惨劇への事実認識がありました。

日本国憲法は、二度と戦争をしない国にするためには、日本人の考え方を変えなければならない、日本を真の民主主義国家にしなければならない、と考えます。そのためには、一人一人の「個」とその「幸福」の価値が国家の価値の上位に置かれなければならない、とします。 <次頁に続く>

表5 旧教育基本法 全文（1947年3月31日法律 25号）

（現行教育基本法－2006年12月22日成立 法律第120号－に改悪される前の教育基本法－旧法）

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の方針）

第2条 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現しなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

（教育の機会均等）

第3条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

（義務教育）

第4条 国民は、その保護する子女に、9年の普通教育を受けさせる義務を負う。
2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

（男女共学）

第5条 男女は、互いに敬重し、協力しあわなければならないものであって、教育上男女の共学は、認められなければならない。

（学校教育）

第6条 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

（社会教育）

第7条 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の目的の実現に努めなければならない。

（政治教育）

第8条 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（宗教教育）

第9条 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

（教育行政）

第10条 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

（補則）

第11条 この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

国家は「個」とその「幸福」のためにある

つまり**国家のために「個」があるのではなく、一人一人の「個」とその幸福のために国家が存在する**と考えます。「滅私奉公」「天皇陛下万歳！」と喜んで死んでいく国民があってはならない、とします。しかしこれを達成するには一朝一夕ではできない、国民の不断の教育が不可欠だ、そのために教育基本法を制定しよう、として制定されたのが、旧教育基本法です。

旧教育基本法の対象はおとなたち

つまり**旧教育基本法の対象としたのは、子どもたちではなく、むしろ天皇制軍国主義が骨の髄までしみこんだ日本の大人たち**でした。

この点では、教育基本法が対立する教育概念は「教育勅語」であり「軍人勅諭」でした。このため国会は教育基本法制定(1947年3月31日)したあと、1948年に「教育勅語等排除に関する決議」を行っています。

教育勅語を排除する衆院決議

「教育勅語等排除に関する決議

民主平和国家として世界史的建設途上にあるわが国の現実は、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も重要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつている教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお国民道徳の指導原理としての性格を保持しているかの如く誤解されるのは、従来の行政上の措置が不十分であつたためである。

思うに、これらの詔勅の根本的理念が主権在君並びに神話の国体観に基いている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第九十八条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。」

教育勅語失効確認の参院決議

参議院の決議も同じく6月19日に行われています。

「教育勅語等の失効確認に関する決議

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが国家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜はりたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜はりたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つている。

しかし教育勅語等が、あるいは従来の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つている事実を明確にするとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の真の権威の確立と国民道徳の振興のために、全国民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。」

教育基本法は、その前文で次のようにいいます。

「我らは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとして決意した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」

日本国憲法の精神を真に日本社会全体に実現するには教育の力によるしかない、といっています。「ここに日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」

表7 現行 教育基本法 第二条

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

国家の上に「個」では戦争にならない

しかし安倍晋三氏らにとってもっとも憎むべきは、まさしく日本国憲法や教育基本法に示されている考え方そのものでした。「個を国家の上に置く」「国家は個のためにある」、「個の幸福の価値は国家の価値の上にある」という考え方では、戦争はできません。その考え方では誰も戦争にいく人間がいなくなるからです。

安倍氏らの考え方では「教育勅語」の世界、すなわち「一旦(いつたん) 緩急(かんきゅう) アレハ(あ) 義勇(ぎゆう) 公(こう) 二奉(ほう) シ(じ) 以(もつ) テ天壤(てんじょう) 無窮(むきゅう) ノ皇運(こううん) ヲ扶翼(ふよく) スヘ(べ) シ」でなくてはなりません。

「旧教育基本法」は、「学校教育現場の荒廃」「学校教育の劣化・学力低下」といったおよそ教育基本法の精神とは全く無関係な話題にすりかえられ、あっさり現在の教育基本法に取り替えられました。これも第一次安倍政権の時、2006年12月のことでした。ここでも安倍政権はマスコミを使って大宣伝を行い、教育基本法を学校教育の問題として国民に刷り込みました。圧倒的大多数の国民は「教育基本法」すら読んだことがありません。マスコミの大宣伝にすっかりだまされ、教育基本法の改正は学校教育の改善だと思い込んだのです。

5頁表6は現在の教育基本法の前文です。旧教育基本法で使われた言葉が、ちりばめられています。戦争を二度としないための民主教育・政治教育の精神はすでに葬り去られています。

2006年、旧教育基本法が葬り去られた時、日本国憲法はすでに内堀を埋められ、「丸裸の大阪城」となっていました。

自民党改憲草案と現憲法の大きな違い

安倍自民党・公明党連立政権が、次に狙うのは現行憲法の壊変です。

よく知られているように自民党は改憲草案を準備しています。最大の問題は、世間がこの改憲草案を軽視しているということです。なぜ軽視しているかというマスコミが軽視しているからです。なぜマスコミが軽視しているかというところまで来るとマスコミの日本社会における役割の話になりますので、ここでは割愛して、「マスコミの日本社会における役割」の話はこの一連のシリーズの最後にとっておくことにします。

自民党改憲草案は軽視すべきではありません。安倍晋三氏は、この改憲草案に沿ってすでに着々と準備を進めているからです。**(一部はすでに実現すらしています)**

自由民主党は2012年4月24日付けで改憲草案を公表しています。「わが党は、結党以来、“憲法の自主的改正”を“党の使命”に掲げてきました。占領体制から脱却し、日本を主権国家にふさわしい国にするため、自民党は、これまでも憲法改正に向けた多くの提言を発表してきました」とし、改憲は自民党の党是・使命だとしています。

同時に自民党は「日本国憲法改正草案 Q&A 増補版」を公表しています。これがなかなかポイントをついたわかりやすい「Q&A」となっており、自民党改憲の狙いをうまく説明しています。このチラシでは「Q&A」の一部を引用しながら、自民党が

この国をどこにつれていこうとしているかをみておくことにします。今回は2009年12月4日の自民党改憲推進本部の第1回会合から31回の会合、12回の起草委員会を経て2012年4月24日草案に至ったとしています。

影響を与えていない福島原発事故

第1の特徴は、発表の日付けにあります。2011年3月11日に発生した「福島原発事故」がこの改憲草案にまったく影響を与えていない、ということです。福島事故で発生した数多くの人権侵害あるいは「人格権侵害」、人間の生存そのものの危機、何百年という時間をかけて作り上げてきた地域社会が一瞬にして消えてなくなるという事態、あるいは「平和利用」と称される科学技術が暴力装置として機能する、などといった観点は全くこの改憲草案では存在しません。自民党改憲草案の世界では「福島原発事故」は全く存在していません。

第2の特徴は、「誰か」が憲法を国民に与える、という体裁をとっている点です。「誰か」が誰なのかは明示的ではありません。が、国民でもない、国でもない、超国家的存在が国民に憲法を与える形です。草案では第一条で、天皇を日本国の「元首」(Head of State)と規定していますので、あるいはこの「誰か」とは天皇のことかも知れません。もしそうなら天皇が国民に「下し置かれる」体裁の戦前の、大日本帝国憲法に近い体裁ということになります。

現行日本国憲法では、明確に主権者である国民が、国家に対して、実際政治権力を行使する国家に対して、その遵守すべき規範として提示する、という体裁です。つまり主権者たる国民が国家に対して与えることになっています。ここが大きな違いです。

第3の特徴は、「国家」と国民「個人」の関係が、自民党草案では必ずしも明瞭ではない、という点があげられます。現行日本国憲法では、2014年5月21日の、関西電力大飯原発運転差止めを命じた福井地裁判決でも明瞭に述べているように、「個人の人格権」より高い価値はありません。国家の価値よりも、国民「個人の人格権」の方が高いのです。明瞭・明晰です。自民党草案では、明瞭ではありません。場合によっては国家の価値が個人の価値より高い、とみている部分もあります。これが大きな特徴です。

自民党のいう「我が国の歴史・伝統・文化」とは

「Q&A」を全て抜きだすのは紙幅上無理です。11・12頁に、このチラシのテーマである「安保法制」(戦争法制)を念頭に置きながら11カ所を選び出しました。

「Q3 前文」では現行憲法には「我が国の歴史・伝統・文化を踏まえた文章であるべき」だが、それが無いとします。自民党改憲草案では「長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」という規定がそれに相当します。「歴史・伝統・文化」とはどうも「天皇中心の歴史・伝統・文化」のことであり、決して福島原発事故で消え去った福島県の大熊町、大熊町など地域社会の「歴史・伝統・文化」のことではないとわかります。自民党草案は日本の社会を「天皇中心の社会」にしたいのだな、と見当がついてきます。

表 8 日本国憲法 自民党改憲草案 抜粋

(前文)

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である**天皇を戴いただく国家**であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、**良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する**

(天皇)

第一条 **天皇は、日本国の元首**であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

(国旗及び国歌)

第三条 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。

2 **日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。**

(国民の責務)

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。**国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。**

(憲法尊重擁護義務)

第一百二条 **全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。**

2 **国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。**

※赤字は当方による強調

<前頁より続き> さらに「Q3 前文」では、現行憲法前文でもっとも問題の箇所として「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」を挙げ、これを「ユートピア的発想による自衛権の放棄にほかなら」ない、と一刀両断に切り捨てます。

1959年3月30日、「米軍の日本駐留を憲法違反」とした「砂川事件」第1審東京地裁判決で、裁判長の伊達秋雄氏は判決文の中で、日本国憲法第9条は「連合国の占領軍が撤退した後の軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するために必要」だったと述べています。

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」し実行することが、「ユートピア的発想」なのか、あるいは伊達氏が指摘するように「軍備なき真空状態からわが国の安全と生存を維持するために必要」なものなのか、は議論のわかれるところでしょう。が、理想論ではなく現実論からみると、少なくとも日本は戦後70年間、朝鮮戦争やベトナム戦争で後方兵站基地の役割は担ったものの、戦争には巻き込まれなかった、のに対して、世界第一の軍事大国アメリカは「戦争中毒国家」と揶揄されるほど、戦争しつづけてあり、数多くのアメリカの若者の生命が失われた、のが現実です。

すでに登場する集団的自衛権

「Q5 天皇」では、草案は天皇を国家元首として位置づけています。「Q&A」では、天皇がなぜ国家元首なのかの理由を明示していません。あえていえば「明治憲法（大日本帝国憲法）では

すでに事実上の憲法壊変は始まっている

さらに「Q9 安全保障」では、「また、現在、政府は集団的自衛権について“保持しても行使できない”という解釈をとっていますが（**現在安倍自民党政権は保持も行使もできる、という解釈に変わっています**），“行使できない”とする根拠は“9条の1項・2項の全体”の解釈によるものとされています。そのため…新2項で…“前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない”と規定し、自衛権の行使には、何らの制約もないよう規定しました」と説明しています。

そして「自衛権の行使について憲法上の制約はなくなりますが、…法的根拠が必要です」とし、「国家安全保障基本法のような法律を制定して、…明確に規定することが必要です。この憲法と法律の役割分担に基づいて、具体的な立法措置がなされていくこととなります」としています。

ここまで読まれて多くの人々は、「ハハーン」と思いあたられたことでしょう。そうです。「国家安全保障基本法」は、今国会で成立した「安全保障基本法」です。（**2頁参照**）（**そのうちこの法律は頭に“国家”がついて、“国家安全保障基本法”となることでしょう**）

安倍自民党・公明党連立政権による「憲法壊変」は事実上すでに始まっているのです。私が「クーデタは静かに進行中です」というゆえんです。（**私の思い過ごしならば幸いです、恐らく思い過ごしではないでしょう**）

自民党改憲草案は、この後現行憲法にはない「国防軍」の新設について述べ「第9条の3」では「国は主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」と規定します。

<次頁に続く>

天皇は国家元首だった」「国際儀礼上天皇は国家元首として扱われている」くらいではないでしょうか？「天皇が元首であることは紛れもない事実」として疑問の余地がないとしています。

しかし、現行憲法下で「天皇」を国家元首とする議論には無理があります。少なくともこれまで論争の対象でした。決して「紛れもない事実」だったわけではありません。つまりこの草案の狙いは、論争に終止符を打ち「天皇を国家元首」として戦前大日本帝国憲法の規定に戻そうということになります。

「Q9 安全保障」では現行憲法9条第2項を削って「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」とやや遠慮がちな表現が挿入されています。現行憲法では「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」となっています。自民党が「ユートピア的発想」と激しく批判する部分でもあります。

「Q&A」では「この“自衛権”には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることはいうまでもありません」と注釈しています。ここではじめて自民党改憲草案では「集団的自衛権」を憲法上の規定とすることが明示されています。

すると現行法体系下では「集団的自衛権行使」は認められていないことを自民党自身が認めたことにならないか、という疑問が湧いてきます。（**限定的行使は合憲だが、無条件行使は違憲、という議論は詭弁です。後でもみるように国連憲章が定める集団的自衛権そのものが限定容認論なのですから**）

要するに「Q3 前文」と合わせて考えると、日本を普通の戦争ができる国にしたい、ということでしょう。

表9 現行 日本国憲法 抜粋

（前文）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

※赤字は当方による強調

<前頁より続き>

現行憲法の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とする精神はどこかに完全に消え去り、他の国の侵略・侵犯に、ハリネズミのように身構える国家がここでは想定されています。

「国は主権と独立を守るため」の範囲はどんどん拡大していき、やがては「満州の権益は日本の生命線」「本土防衛のためには南洋に進出して資源の確保をしなければならない」という話になったとしても私は驚きません。「軍事防衛」の考え方には際限がないからです。私たちはこんな国にしたいのか、それともしたくないのか、はっきりさせるのは国政選挙ですが、国政選挙となると、「バラ色の経済成長」が争点となり、日本の進路は争点となりません。私が、安倍政権は「ヒトラー・ナチス張りのファシズム政権」とするゆえんです。**(それに大いに協力しているのが朝日新聞・NHKをはじめとする日本のマスコミですが、それはこのシリーズの最後半で扱うことになりそうです)**

「Q12」で「国防軍に、審判所を置くのはなぜですか？」という項目があります。いわゆる軍事法廷です。軍事法廷は、現行憲法では「特別裁判所」にあたり、設置を禁じられています。**(日本国憲法 76 条 2 項：「特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない」)**

ところが今回安保法制に伴う「自衛隊法」の改正で、特別裁判所設置を思わせる修正項目がでています。それが「国外犯処罰規定の整備」**(122条の2)**です。

「① 上官の職務上の命令に対する多数共同しての反抗及び部隊の不法指揮、② 防衛出動命令をうけた者による上官命令反抗・不服従等」が新たに追加され、わかりやすくいうと日本国外で戦争行為・行動を拒否する自衛隊員は処罰されることになりました。処罰の前には「裁判」か「審判」が行わなければなりません。すなわち軍事法廷です。日本国憲法はここでもすでに壊変されようとしています。

自民党草案では、すでに現行憲法の規定を変えて、国防軍の中に軍事法廷をおいて、これを合法化しています。

天賦人権説を明確に否定

「Q14 国民の権利及び義務」では、「天賦人権説」を否定しています。「現行憲法の規定の中には、西欧の天賦人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました」と述べているところです。

「**天賦人権説**」とは、よく知られているように「**すべて人間は生まれながらに自由かつ平等で、幸福を追求する権利をもつという思想**」のことです。西欧で生まれたものであることは間違いがないのですが、その後この考え方は、アメリカ独立戦争、フランス革命などを経て、多くの社会革命や王制打倒、植民地独立戦争の思想的支柱となり、1948年12月の国連総会で採択された「世界人権宣言」の土台ともなっている思想です。

西欧で生まれた思想であることは間違いのないのですが、その後歴史的にも鍛えられ、いまや人類普遍の思想となっていることにはどこからも異論がでないでしょう。自民党草案はこの人類普遍の思想を、「西欧で生まれたこと」を理由にぱさりと切り捨てます。それでは「天賦人権説」に対置される「人権思想」とはどのようなものなのか？それが明示されていません。

あえていえば「権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。人権規定も、わが国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます」と述べている箇所がそれに相当します。

人類普遍の人権思想を否定して、それに対置する日本固有の人権思想が必要だとしている部分ですが、依然として曖昧・不明瞭です。自民党草案が「歴史、伝統、文化」をもちだす時、それは「天皇を中心とした日本社会」を念頭に置いていることはさきにもみたとおりですが、これは「天皇中心の日本社会」における人権のことを想定している、と考えてもさして大きく外れてはいないでしょう。しかし依然として不明瞭であり、不明瞭であるだけに危険です。

すでに福島事故による緊急事態宣言中だが...

「Q39 緊急事態」については次のようにいっています。

「8章**(草案では「地方自治」)**の次に2条から成る新たな章を設け“緊急事態”について規定しました」そして有事や大規模災害が発生した時に、緊急事態を宣言し内閣総理大臣に一時的に権限を集中する規定だと説明しています。

これは現行憲法下でもすでに法制化されています。いい例が原子力災害対策特措法に定める「原子力緊急事態宣言」です。

2011年3月11日に発令された「東電福島第一原発事故による原子力緊急事態宣言」は現在も発令中です。この規定に従って一時的に内閣の中に組織された、内閣総理大臣を本部長とした原子力災害対策本部は、ちょうど自民党草案が想定した「緊急事態を宣言し内閣総理大臣に一時的に権限を集中する規定」です。しかし現実には、この緊急事態宣言に基づいてできた原子力災害対策本部は、2012年12月現在の安倍政権ができてから開店休業の状態です。緊急事態宣言解消に向けてなにはさておいても全力を挙げる、というのがこの法律の眼目なんですが、全く興味をしめしていません。

ですから「Q39 緊急事態」で草案が本当に考えているのは「有事」、つまり戦争状態や日本国内が内乱状態に入った時なのだな、と見当がつきます。

その時には「Q41 緊急事態での国等の指示に対する国民の遵守義務や基本的人権の制限」が問題となります。

「Q&A」は次のように答えます。

「逆に“緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない”との意見もありますが、国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るためには、そのため必要な範囲で小さな人権がやむなく制限されることもあり得るものと考えます」

人権に大きな人権と小さな人権があるという考え方です。ですから自民党は、「天賦人権説」に対置する、自民党の「人権理論」を明確に示すべきでしょう。特に自民党が想定する「緊急事態」では、自民党の独自の「人権理論」がどんなものであるのか大きな問題となってきます。私は戦前、天皇制軍国主義時代の「制限された人権」理論ではないか、と恐れています。

2 前文

Q3 「前文」を改めた理由は何ですか？また、新しい「前文」には、どのようなことが盛り込まれたのですか？

答（前文を改めた理由）

現行憲法の前文は、全体が翻訳調でつづられており、日本語として違和感があります。そして、その内容にも問題があります。

前文は、我が国の歴史・伝統・文化を踏まえた文章であるべきですが、現行憲法の前文には、そうした点が現れていません。

また、前文は、いわば憲法の「顔」として、その基本原理を簡潔に述べるべきものです。現行憲法の前文には、憲法の三大原則のうち「主権在民」と「平和主義」はありますが、「基本的人権の尊重」はありません。

特に問題なのは、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という部分です。これは、ユートピア的発想による自衛権の放棄にほかなりません。

こうしたことを踏まえ、今回、現行憲法の前文を全面的に書き換えることとしました。

Q4 自民党の憲法改正草案は、立憲主義を否定しているのではないですか？

答（立憲主義を否定したものではない）

自民党の「日本国憲法改正草案」は、人権を保障するために権力を制限するという、立憲主義の考え方を何ら否定するものではありません。

自民党の草案においては、権力分立の構造は変わりありませんし、「基本的人権の尊重」が、「主権在民」「平和主義」とともに日本国憲法の三大原則の一つであることも全く変わりはありません。むしろ、前文においては、現行憲法で上記三大原則のうち唯一記載の欠けていた「基本的人権の尊重」を明確に盛り込んだところです。

3 天皇（「日本国憲法改正草案」第1章）

Q5 「日本国憲法改正草案」では、天皇を「元首」と明記していますが、これについてどのような議論があったのですか？

答 憲法改正草案では、1条で、天皇が元首であることを明記しました。

元首とは、英語では Head of State であり、国の第一人者を意味します。明治憲法には、天皇が元首であるとの規定が存在していました。また、外交儀礼上でも、天皇は元首として扱われています。

したがって、我が国において、天皇が元首であることは紛れもない事実ですが、それをあえて規定するかどうかという点で、議論がありました。

自民党内の議論では、元首として規定することの賛成論が大多数でした。反対論としては、世俗の地位である「元首」をあえて規定することにより、かえって天皇の地位を軽んず

ることになるといった意見がありました。反対論にも採るべきものがありました。多数の意見を採用して、天皇を元首と規定することとしました。

4 安全保障（「日本国憲法改正草案」第2章）

Q9 戦力の不保持や交戦権の否認を定めた現行9条2項を削って、新9条2項で自衛権を明記していますが、どのような議論があったのですか？また、集団的自衛権については、どう考えていますか？

答 今回、新たな9条2項として、「自衛権」の規定を追加していますが、これは、従来の政府解釈によっても認められている、主権国家の自然権（当然持っている権利）としての「自衛権」を明示的に規定したものです。この「自衛権」には、国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権が含まれていることは、言うまでもありません。

また、現在、政府は、集団的自衛権について「保持していても行使できない」という解釈をとっていますが、「行使できない」とすることの根拠は「9条1項・2項の全体」の解釈によるものとされています。このため、その重要な一方の規定である現行2項（「戦力の不保持」等を定めた規定）を削除した上で、新2項で、改めて「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」と規定し、自衛権の行使には、何らの制約もないように規定しました。もっとも、草案では、自衛権の行使について憲法上の制約はなくなりますが、政府が何でもできるわけではなく、法律の根拠が必要です。国家安全保障基本法のような法律を制定して、いかなる場合にもどのような要件を満たすときに自衛権が行使できるのか、明確に規定することが必要です。この憲法と法律の役割分担に基づいて、具体的な立法措置がなされていくことになります。

Q12 国防軍に審判所を置くのは、なぜですか？

答 9条の2第5項に、軍事審判所の規定を置き、軍人等が職務の遂行上犯罪を犯したり、軍の秘密を漏洩したときの処罰について、通常の裁判所ではなく、国防軍に置かれる軍事審判所で裁かれるものとした。審判所とは、いわゆる軍法会議のことです。

軍事上の行為に関する裁判は、軍事機密を保護する必要があり、また、迅速な実施が望まれることに鑑みて、このような審判所の設置を規定しました。具体的なことは法律で定めることとなりますが、裁判官や検察、弁護側も、主に軍人の中から選ばれることが想定されます。なお、審判所の審判に対しては、裁判所に上訴することができます。

諸外国の軍法会議の例を見ても、原則裁判所へ上訴することができることとされています。この軍事審判を一審制とするのか、二審制とするのかは、立法政策によります。

5 国民の権利及び義務 （「日本国憲法改正草案」第3章）

Q14 「日本国憲法改正草案」では、国民の権利義務について、どのような方針で規定したのですか？

答 国民の権利義務については、現行憲法が制定されてからの時代の変化に的確に対応するため、国民の権利の保障を充実していくということを考えました。

そのため、新しい人権に関する規定を幾つか設けました。

また、権利は、共同体の歴史、伝統、文化の中で徐々に生成されてきたものです。したがって、人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要だと考えます。現行憲法の規定の中には、西欧の天赋人権説に基づいて規定されていると思われるものが散見されることから、こうした規定は改める必要があると考えました。

例えば、憲法11条の「基本的人権は、……現在及び将来の国民に与えられる」という規定は、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利である」と改めました。

11 緊急事態（「日本国憲法改正草案」第9章）

Q39 緊急事態に関する規定を置いたのは、なぜですか？

答 8章の次に2条から成る新たな章を設け、「緊急事態」について規定しました。具体的には、有事や大規模災害などが発生したときに、緊急事態の宣言を行い、内閣総理大臣等に一時的に緊急事態に対処するための権限を付与することができることなどを規定しました。

国民の生命、身体、財産の保護は、平常時のみならず、緊急時においても国家の最も重要な役割です。今回の草案では、東日本大震災における政府の対応の反省も踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを、憲法上明確に規定しました。このような規定は、外国の憲法でも、ほとんどの国で盛り込まれているところです。

Q40 緊急事態の宣言に関する制度の概要について、説明してください。

答（略）

（緊急事態の宣言の効果）

9条1項で、緊急事態の宣言が発せられたときは、内閣は緊急政令を制定し、内閣総理大臣は緊急の財政支出を行い、地方自治体の長に対して指示できることを規定しました。ただし、その具体的内容は法律で規定することになっており、内閣総理大臣が何でもできるようになるわけではありません。

緊急政令は、現行法にも、災害対策基本法と国民保護法（「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」をいう。以下同じ。）に例があります。したがって、必ずしも憲法上の根拠が必要ではありませんが、根拠があることが望ましいと考えたところです。

（略）

ほかに、緊急事態の宣言の効果として、国民保護のための国等の指示に従う義務（99条3項）、衆議院の解散の制限や国会議員の任期及び選挙期日の特例（99条4項）を定めています。

Q41 国等の指示に対する国民の遵守義務（99条3項）を定めたのは、なぜですか？ 基本的人権が制限されることもあるのですか？

答 99条3項で、緊急事態の宣言が発せられた場合には、国民は、国や地方自治体等が発する国民を保護するための指示に従わなければならないことを規定しました。現行の国民保護法において、こうした憲法上の根拠がないために、国民への要請は全て協力を求めるという形でしか規定できなかったことを踏まえ、法律の定める場合には、国民に対して指示できることとするとともに、それに対する国民の遵守義務を定めたものです。「国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置」という部分は、党内議論の中で、「国民への指示は何のために行われるのか明記すべきだ。」という意見があり、それを受けて規定したものです。

後段の基本的人権の尊重規定は、武力攻撃事態対処法の基本理念の規定（同法3条4項後段）をそのまま援用したものです。党内議論の中で、「緊急事態の特殊性を考えれば、この規定は不要ではないか。」「せめて『最大限』の文言は削除してはどうか。」などの意見もありましたが、緊急事態においても基本的人権を最大限尊重することは当然のことであるので、原案のとおりとしました。逆に「緊急事態であっても、基本的人権は制限すべきではない。」との意見もありますが、国民の生命、身体及び財産という大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得るものと考えます。

13 最高法規（「日本国憲法改正草案」第11章）

Q45 国民の憲法遵守義務を規定したのは、なぜですか？

答 憲法の制定権者たる国民も憲法を尊重すべきことは当然であることから、102条1項を新設し、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」と規定しました。

これについては、「国民は、『遵守義務』でいいのではないか。」という意見もありましたが、憲法も法であり、遵守するのは余りに当然のことであって、憲法に規定を置く以上、一歩進めて憲法尊重義務を規定したものです。なお、その内容は、「憲法の規定に敬意を払い、その実現に努力する。」といったことです。

この規定は、飽くまで訓示規定であり、具体的な効果があるわけではありません。

なお、公務員に関しては、同条2項で憲法擁護義務を定め、国民の憲法尊重義務とは区別しています。すなわち、公務員の場合は、国民としての憲法尊重義務に加えて、「憲法擁護義務」、すなわち、「憲法の規定が守られない事態に対して、積極的に対抗する義務」も求めています。

Q46 現行憲法の99条にある憲法尊重擁護義務の主体として天皇及び摂政が規定されていますが、草案ではなぜ省かれたのですか？

答 現行憲法99条において、憲法尊重擁護義務の主体として天皇及び摂政が規定されていますが、草案では、政治的権能を有しない天皇及び摂政に憲法擁護義務を課することはできないと考え、規定しませんでした。

なぜ日本がアメリカの肩代わりをしなければならぬのか

これまで今回成立した安保法制が、結局アメリカの軍事力の後退を、アジア・環太平洋地域で日本が肩代わりをする形で、この地域（戦域）に軍事進出をすることが目的であることをみてきました。

その理由は、相対的なアメリカの経済力の衰え、慢性的なアメリカ連邦予算の赤字体質、従って軍事予算の頭打ち状況、アフガニスタン・イラク戦争の特別出費のためにやみ衰えた財政力などで、「アジア・環太平洋地域」の軍事力を自力で維持できなくなったことが挙げられます。ならば、この地域から一方的に軍事撤退すればいいのに、などと私などは考えるのですが、アメリカの支配層はそうは考えません。ますます台頭する中国やロシアを抑えるためには、この地域での軍事的存在（プレゼンス）が必要だと考えます。

そこで日本にその肩代わりを求めるのですが、軍事大国化をめざす安倍自民党・公明党連立政権にとっては、渡りに船で、これをきっかけに「アジア・環太平洋地域」に日本が軍事進出する道筋をつけておこうと考えた、というのが2014年7月1日「集団的自衛権行使合憲閣議決定」であり、それに続く2015年4月「安倍・オバマ首脳会談」に至る大きな状況だろうと思います。

外務省は、2015年4月の日米首脳会談を「日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、2015年4月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立って、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙などの幅広い分野における日米安保・防衛協力を拡大・強化している」と総論で評価しています。

「日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中」という評価は、実際にそうだ、というよりも「そうであっていただければ困る」という意味合いが強いと思います。そうでなければ、日本が「アジア・環太平洋地域」に、アメリカに替わって軍事進出する理由がたちません。このため朝日新聞・NHKなど日本のマスコミは「中国の脅威」「北朝鮮の脅威」を盛んにあおり立てる“報道”を行い、「日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す」という政府・外務省の見方を肯定する世論形成をしています。

大きくいえば、

- ① アメリカは「アジア・環太平洋地域」で軍事プレゼンスを弱め、その肩代わりを日本に求める
- ② 安倍自公政権はこの求めをきっかけに「軍事大国化」を志向する
- ③ そのために中国を中心とする脅威が高まり、「日本を取り巻く安全保障環境が一層厳し」くなっているとする世論を醸成する

とまとめてしまうことができるでしょう。

図2 アメリカの軍事支出

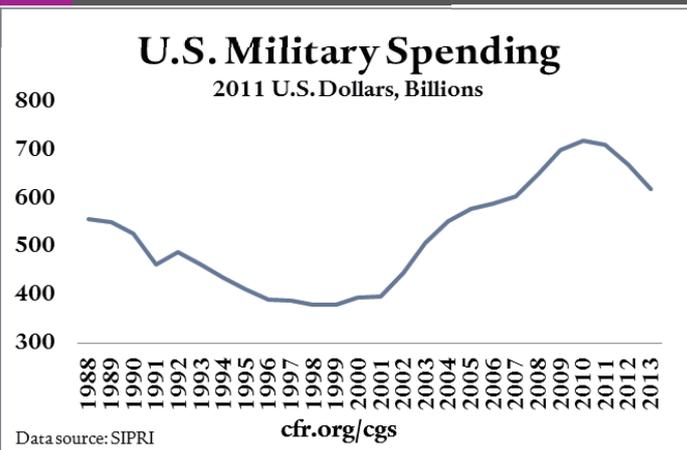
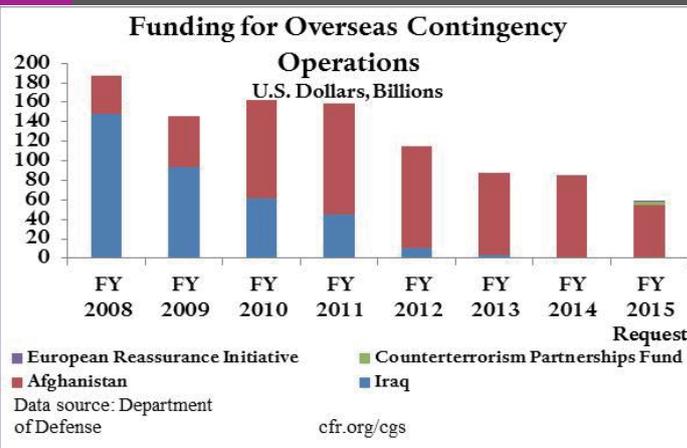


図3 海外緊急事態に対する予算手当



【参照資料】 外交問題評議会電子版「Trends in U.S. Military Spending」(2014.7月15日付、Dinah Walker論文から引用)
<http://www.cfr.org/defense-budget/trends-us-military-spending/p28855>

絶対1位から相対1位に凋落したアメリカ経済

ここではアメリカの力が相対的にどれほど弱まっているかをみておきましょう。

かつてアメリカのGDP(国内総生産)は、世界総生産の約50%を占めているといわれた時代もありました。IMF(国際通貨基金)が2015年4月に公表した推測では、アメリカのGDPは2014年1兆5280億USドル(実質GDPベース、以下同じ)で22.5%をしめるに過ぎません。といってもまだまだダントツ1位です。しかしかつてのような絶対1位ではなく相対1位となっていることを確認しておきましょう。「世界の警察」として、地球のありとあらゆる場所で自前の軍事展開ができなくなっています。

因みに2位は中国で1兆280億ドル。3位の日本は4兆8460億ドル、4位のドイツは3兆7940億ドル、5位のイギリスは2兆8280億ドルと続きます。

赤字が膨らむアメリカ連邦予算

GDPの相対的低下に比べても深刻なのがアメリカ連邦予算の中身です。2011年度末連邦政府国債残高(正確に言えばアメリカ連邦政府の場合国債ではありません。財務省証券発行残高です)は1.28兆ドルに上ります。

＜次頁に続く＞

<前頁より続き>

2008年以来毎年の赤字は1兆ドルを超え、1兆ドルを下回るようになったのが、2014年度ですから、2014年末現在では1.4兆ドルを超えているものと思われます。

それでは国債に相当する財務省証券を誰が買っているのかというと、概ね70%をアメリカ国内で消化し、30%を国外で消化しています。国外で消化している財務省証券のほぼ1/3が中国本土で消化していますから、アメリカ財務省証券のほぼ10%を中国本土が保有していることとなります。**(アメリカ財務省が定期的に公表しています)** アメリカと中国は表面喧嘩をしているように見せながら、財政的には切っても切れない関係にあるということです。

これに対して2014年の予算規模は、歳入3.34兆ドルに対して歳出3.78兆ドルでした。軍事費**(国防省予算と国土安全保障省の軍事的予算の合計)**を無制限に増やせる時代はとっくの昔に過ぎています。

現金主義会計で隠れている先送りコスト

さらに深刻なのは、アメリカ連邦予算が含む先送りコストです。面白いことにアメリカ連邦予算は、「コスト発生主義会計」ではなくいまだに「現金主義会計」なのです。**(アメリカ憲法の第1条第9節第7項)**

ですから2014年予算規模歳入3.34兆ドルは、3.34兆ドルの現金収入がありました、という以上の意味はありません。また同様に歳出規模3.78兆ドルは、3.78兆ドルの現金支出がありました、という意味以上ではありません。3.78兆ドルのコストが発生しました、ということではありません。

連邦予算の歳出構造は、約20%が国民養老年金**(ソーシャル・セキュリティ)**支出です。ほかに約19%が政府管掌医療保険負担金支払い**(メディケアとメディケイドの負担分)**で、合わせて約40%が社会福祉関連の歳出です。現金主義ですから、発生したコストではありません。言い換えると、現在すでに発生しているが現在の支払いに含めずに将来の支払いに先送りしている“実質赤字分”が隠れているということです。

これがどれくらいの金額にのぼるのか、大きな議論のタネになっているところですが、数兆ドル以上、いや10兆ドル以上になるだろう程度の曖昧な情報しかありません。**(実際にもオバマ大統領にだってわからないのではないかと…そんなことはないか)**

こうしたなかでアメリカの軍事支出**(実際に現金で支出した金額=spending)**は、2011年度6650億ドルありました。1ドル=120円とすると、約80兆円となります。**(日本の三菱重工業をはじめとする軍事企業、川崎重工業、三菱電機、日本電気、IHI、富士通、東芝、コマツなどの面々はこうしたアメリカの状況がうらやましくてならないのです。企業名はアメリカのディフェンス・ニュース社「世界の防衛企業トップ100」から上位順に抽出しました)**

のしかかるイラク戦費・アフガニスタン戦費

しかしオバマ政権になってなんとか連邦歳出の中で、軍事支出を抑制しようという動きは、当然のことながら続きます。それを示すのが、図2です。1997年から1999年まではビル・ク

リントン大統領の時代で、「戦争中毒国家」**(第63次国連総会議長、ミゲル・デスコト・ブロックマン氏)** アメリカも比較的大きな戦争のない時期でした。軍事支出も年間4000億ドル程度でした。ところがブッシュ政権に代わり、「9.11」を挟んで、連邦軍事支出はうなぎ登りに上がります。2012年から2013年にかけてイラク撤退、アフガニスタン縮小の方針を打ち出してからは下降気味に推移しますが、いったん膨らんだ予算を絞るのは並大抵ではありません。**(国内軍事産業からはそれだけでなくも予算拡大圧力が常に働きます。全米に生産・販売拠点を散らした軍事物資になるとこれに加えて地元下院議員の圧力がかけられます。問題のオスプレイが好例です)** とにかく6000億ドル台の軍事支出を5000億ドル台に落とすのが精一杯ではないでしょうか？**(シロウトの私の勝手な当て推量ですが)**

そればかりではありません。イラク戦費、アフガニスタン戦費が重くのしかかってきます。それを示すのが12頁図3です。「海外緊急事態」というのは言葉の綾で、実態的にはアメリカの国外戦争です。特にイラク戦費とアフガニスタン戦費がほとんどです。2008年には年間1800億ドルに達していましたが、2015年には、その1/3規模に抑えるのがオバマ政権の目標です。断っておきますがこれは直接戦費だけで、イラク・アフガン戦争における傷病兵への医療予算、遺族に対する見舞金、また退役した軍人や兵隊に対する手当、あるいは募兵に関わる数々の奨励予算**(たとえば、大学や大学院通学への支援金や補助金、奨学金)**、さらに、戦費増大に関する負債の利払いなど諸々の諸費は含んでいません。

重要な点はこの表が「予算手当」(Funding)であって実際支出(Spending)ではないということです。当然発生した年のコストの支払い先送り分もこれからも発生する、実際の支払いはこれからも続いていくことになります。

国会開会前に日米合意

こうした事情があって、アメリカは日本の安倍自民党・公明党連立政権に肩代わりを依頼し、安倍政権は渡りに船とばかりにこれを引き受けてしまうのです。この約束は前述のごとく2015年4月にニューヨークで行われるのですが、この時は国会が開かれる前でした。また現在の安保法制法案の輪郭も一般には明らかになっていない頃でした。

安倍氏には、「集団的自衛権行使は合憲」とした2014年7月の閣議決定はありましたが、本当に約束通りの安保法制が国会で成立するかどうかは見通せなかった筈です。

しかし安倍氏には、衆議院475議席中自公合計326議席**(68.63%)**、参議院242議席中133議席**(54.96%)**。そのほか隠れ与党が結構います)の圧倒的議席優位があります。オバマ大統領に胸をたたいて「トラスト・ミー」といったことでしょう。

実際の最大の障害は、これまでみたように憲法9条1項及び2項の規定です。これも「集団的自衛権行使合憲」の内閣総理大臣判断で乗り切る公算でした。

そもそも「集団的自衛権」とはなにか？

「集団的自衛権」は表11 国連憲章の第51条で規定されています。安倍首相が「集団的自衛権は国際法上主権国に認められた権利」というのも国連憲章51条に基づきますし、さきに見た「自民党憲法草案 Q&A」でいう「国連憲章が認めている個別的自衛権や集団的自衛権」というのも、国連憲章51条に基づきます。

国連憲章第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」の流れで見ると、「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」は安全保障理事会（安保理）の決定によって加盟国が履行（第48条）、その時加盟国は共同して相互援助を行う（第49条）。しかし、安保理が行動を起こす間に、各国が個別または集団的自衛権を行使することを妨げるものではない（第51条）としています。ただしこの行動は安保理に報告しなければならず、また安保理の機能・責任に影響を及ぼすものではない（同51条）とします。

いうところは、「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」は、安保理の専管事項だが、一時的に行う個別自衛権や集団的自衛権は各国履行することができる、しかし安保理が行動を起こした場合には、その決定に従いなさい、ということです。

国連憲章51条を根拠法とする限り、集団的自衛権行使は最初から限定容認論なのです。

ところが安倍内閣の内閣官房の説明は全く似て非なるものです。それが表10です。「**集団的自衛権とは国際法上自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を…自国が攻撃されているかどうかに関わらず、実力をもって阻止することが正当化される権利です**」

ここには、「**武力攻撃**」が「**平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動**」、一言でいって**侵略行為なのかどうかは全く問題にされていないだけでなく、国連安保理の制約についても全く触れていません**。なぜこんな荒唐無稽な国連憲章51条に関する説明がまかり通ってしまうのか全く理解に苦しみます。**マスコミの説明もほぼこの内閣官房の説明通りの内容**で一般に説明しています。

ところが実際は、個別的自衛権や集団的自衛権に限らず、自衛権とは「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」に対する反撃行為であり、それ故に正当化されるというのが国連憲章第7章の規定なのです。ですからいきなり「武力攻撃」に反撃する権利ではないのです。**まず相手の行為が侵略行為なのかどうか問題にされなければなりません**。

内閣官房の説明はその肝心な点がすっぱり落ちています。

国連憲章51条の定める集団的自衛権行使は、図にすると図4のようになります。

まず加害国が被害国に侵略行為・平和に対する破壊行為を目的に武力攻撃します。すると被害国と軍事同盟などにある第三国が共同して加害国に対して武力攻撃をします。これが集団的自衛権行使として国際法上正当化される、ということになります。その場合でも安保理にちゃんと報告し、了承をうけなさいよという規定です。

内閣官房は「自国と密接な関係にある外国」と極めて曖昧な

表10 「集団的自衛権とは何か？」内閣官房の説明

集団的自衛権とは何か？

集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利です。しかし、政府としては、憲法がこのような活動の全てを許しているとは考えていません。今回の閣議決定は、あくまでも国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るための必要最小限度の自衛の措置を認めるだけです。他国の防衛それ自体を目的とするものではありません。

【参照資料】内閣官房「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答より
<http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>

表11 国連憲章48条～51条

第7章 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動

第48条

国際の平和及び安全の維持のための安全保障理事会の決定を履行するのに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従って国際連合加盟国の全部または一部によってとられる。

前記の決定は、国際連合加盟国によって直接に、また、国際連合加盟国が参加している適当な国際機関におけるこの加盟国の行動によって履行される。

第49条

国際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに当って、共同して相互援助を与えなければならない。

第50条

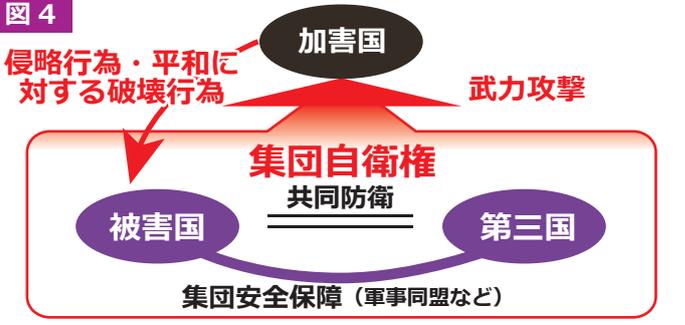
安全保障理事会がある国に対して防止措置又は強制措置をとったときは、他の国でこの措置の履行から生ずる特別の経済問題に自国が当面したと認めるものは、国際連合加盟国であるかどうかを問わず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。

第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持または回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

【参照資料】国連広報センター web サイトより
http://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/

図4



表現していますが、図4を見ればおわかりのように、武力行使に係わることで、密接な関係にあるだけでは不十分で集団安全保障加盟国か軍事同盟にある外国をさしていることは明らかでしょう。**日本に例をとれば、日本が軍事同盟を結んでいる国はアメリカですから、アメリカが侵略行為を受けた場合にアメリカと共同して侵略国を武力攻撃する権利のことだ、ということになります。**

ニカラグア事件による国際司法裁判所判決

これが実際の「集団的自衛権行使」の実例となるともっと厳しい運用条件がつかます。それがニカラグア事件に関する国際司法裁判所の判決です。

以下日本語ウィキペディア「ニカラグア事件」から要約抜粋引用します。

「1979年ニカラグアを43年間にわたり支配してきたソモサ政権が武力により反政府組織サンディニスタ民族解放戦線に打倒され、新たな左翼政権が樹立された（ニカラグア革命）。1981年に発足したアメリカのレーガン政権はサンディニスタ民族解放戦線が周辺諸国の反政府組織に武器弾薬などを供与し、ニカラグアがソビエト連邦の米州進出や麻薬取引・テロリズムの拠点になっているとの理由でこれを米州全体の脅威とし、ニカラグアの反政府武装組織コントラを支援するようになった。

コントラはホンジュラスやコスタリカとの国境地帯に基地を設けて活動し、1980年代半ばには約1万5千人の兵力を有するほどまでに拡大した」

これが事件の発端です。以降アメリカはニカラグアに対して軍事介入を強めます。この時ノース大佐による武器密輸事件、有名なイラン・コントラゲート事件が起こりますが、これはあくまで余談。

1984年ニカラグアはアメリカの軍事行動の違法性を主張、違法性に関する宣言や損害賠償を求め、国連の下部機関である国際司法裁判所に提訴しました。1986年6月国際司法裁判所はアメリカの違法性を認め、アメリカに損害賠償を命じました。この時アメリカは集団的自衛権行使を理由に自らの正当性を主張したことから、この判決は集団的自衛権行使の要件を国際法上判定する貴重な判決ともなりました。

この時判決はアメリカの主張を退け、集団的自衛権行使の4つの要件を明示しました。それが15頁表12です。

それによれば、14頁図4で示した集団的自衛権行使の構造だけでは全く不十分（非合法）であることが明らかになっています。

要件はまず「必要性」。集団的自衛権行使の必要性を立証しなければなりません。これは武力攻撃が、この場合はサンディニスタ政権の自国内反政府勢力であるコントラに対する武力攻撃が「侵略行為」「平和に対する破壊行為」であったかどうかにかかわってきます。もしこれがサンディニスタ政権の正当な自衛行為であったなら、アメリカの軍事介入はまったく必要がなかったこととなります。

次が「均衡性」。仮に必要性があっても当事国同士の軍事的均衡性が著しくアンバランスな場合は、集団的自衛権行使の合法性はないとされています。早い話、人口600万人弱のニカラグアと世界最大の軍事大国アメリカとでは最初から勝負になりません。「均衡性」に著しく欠けるといいうわけです。

次が「攻撃を受けたことの表明」。この場合は「コントラ」がサンディニスタから不当な武力攻撃を受けたことを表明しておかなくてはなりません。次が援助要請です。アメリカは同盟関係にあるコントラから正式に援助の要請がなければ、国連憲章51条で認める集団的自衛権行使とはみなさない、ということになります。

結局、国連憲章51条で認める集団的自衛権行使には、1986年6月国際司法裁判所が示した4つの要件を満たさなくてはならない、というのがこれまでの国際法解釈です。

以上は集団的自衛権が合憲か違憲かという話以前に、国連憲章51条で認める「集団的自衛権」の定義・要件です。安倍内閣が

要件	必要性	均衡性	攻撃を受けた旨の表明	援助要請
個別的	○	○	×	×
集団的	○	○	○	○

本案判決多数意見は、○で示した要件のうちいずれかひとつでも満たさない場合には正当な自衛権行使とは見なされないとし、ニカラグアに対する軍事的・準軍事的活動を集団的自衛権の行使としたアメリカの主張を退けた ※赤字は当方による強調

【参照資料】日本語ウィキペディア「ニカラグア事件」

○我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
○これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
○必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

【参照資料】内閣官房 web サイト『「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答』より <http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html>

主張する集団的自衛権には「限定容認論」以前に厳しい条件がついているのです。

これに対して、2014年7月1日安倍内閣が閣議決定した集団的自衛権は無条件に行使するなら憲法違反だが、限定して使うなら憲法違反ではない、とする限定容認論を主張しました。

15頁表13がその時打ち出した限定容認論「新三要件」です。これはいずれも「合憲性」を主張する論拠ですが、合憲性以前に、国連憲章51条を根拠とする「集団的自衛権行使の合法性」を満たす4つの要件が全く満たされていません。安倍氏はもしかすると、国連51条が規定する「集団的自衛権行使」には全く条件がついていないと思込んでいるのではないのでしょうか？（私が不思議に思ったのは国会でも、マスコミでも、安倍氏の主張する集団的自衛権が、合憲・違憲以前に、実際現在の国際環境の中で、合法的に行使できる局面はいつたいどんな局面を想定しているのか、という議論が全くなかったことです。アメリカを同盟国とし、アメリカが侵略された場合の合法的な集団的自衛権行使は、米口戦争、米中戦争でも想定しない限り、実際にはあり得ないからです。まさか？とは思いながら、もこれはもしかすると、最初から与野党・マスコミを含めた出来レースかもしれない、と、ちょっと、疑い始めています。また実際に安保法制が国会で議論されることになると、安倍首相や政府の説明、あるいは安保法制の法律条文からは「集団的自衛権」という言葉はかき消すようになっていきます）

新三要件の中身については、読んでいただければわかるように、また様々なところで議論されたように、客観的基準がないのですから、要件の体裁をなしていません。これも当初「集団的自衛権行使の三要件」だった筈が、いつの間にか「自衛の措置としての武力の行使の新三要件」に、表題自体が変わっています。他国への攻撃を根拠として武力行使が行われるのですから、集団的自衛権行使の話題には違いがないはずですが、「集団的自衛権行使」という言葉自体使われなくなっています。

まとめていえば、国際法で合法とされる「集団的自衛権」の解釈も、日本国内閣総理大臣である「オレがする」というのが安倍首相のホンネではないのでしょうか？

「憲法解釈はオレが決める」の安倍クーデタ内閣

しかし安倍政権にとっての最大の問題は、やはり「集団的自衛権の行使」が合憲かどうかの問題です。現行安保法制はやはり「集団的自衛権合憲論」の上に成立しているからです。

そして、これまであらゆる解釈は、さきに見た「自民党憲法草案 Q&A」を含めて、「集団的自衛権行使は憲法違反」でした。

当初安倍政権は、ヒトラー・ナチスがワイマール憲法の停止を宣言したように、国際紛争を解決する手段としての交戦権を放棄する現行憲法を変え、交戦権を保有できるようにしようとしました。ところが、これには時間がかかると見て、急きょ現行憲法内で集団的自衛権を認めていると解釈することにしました。そしてその解釈は内閣の行政権の範囲だ、としました。

ところが、集団的自衛権に関する解釈には長い積み上げがあります。その積み上げを表にしたのが、表 15 です。

唯一「集団的自衛権の一切が禁止されているとはいえない」と答弁したのは 60 年安保改定時の首相、岸信介氏だけでした。その後の経過は、集団的自衛権行使は憲法が禁止しているとの解釈に立ち、シーレーン防衛、弾道ミサイル防衛、自衛隊のイラク派兵などはいかに集団的自衛権行使にならないかの説明に追われてきたのです。

つまりこれまで戦後約 70 年の歴史の中で集団的自衛権行使を合法だとする議論は、一部極右憲法無視の学者は別として、国会の場でも、一般世論の中でも一度も出てこなかった議論です。それが突如、安倍内閣は「集団的自衛権は現行憲法が認めた国際的権利である」と主張しはじめたのです。

いったい日本国憲法は内閣に憲法の解釈権をみとめているのでしょうか？ 憲法はもともと暴走に陥りやすい国家権力から、国民の基本的な人権を守るために作られた一種の安全装置です。**（立憲主義）** その憲法の解釈権は内閣にあると安倍首相は主張しました。その法的根拠としてあげたのが**憲法 65 条「行政権は内閣に属す」**です。**（表 14 参照）**

憲法を最高法規とする国ではなくなってしまう

安倍氏によれば、憲法解釈もまた行政権の一部です。確かに行政には憲法を解釈する必要性が生ずることは事実です。その事情を第 2 次改造橋本龍太郎内閣の村岡兼造官房長官は「**行政政府も権限行使にあたって憲法を適正に解釈することは必要だ。しかしそれは憲法 99 条で規定する範囲内で認められることだ**」と国会答弁しています。**（1998 年）** 憲法 99 条は「**天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う**」とする「**憲法擁護尊重義務**」のことです。村岡氏は憲法擁護義務の範囲で内閣は憲法を適正に解釈する必要性がある、と説明しているわけです。

ところが安倍首相はそうではありません。「適正に解釈する必要性」を「**憲法解釈の権利**」と理解し、65 条を盾にとって内閣の権限だ、と宣言しています。

表 14 2014 年 6 月 24 日 安倍内閣総理大臣記者会見

(記者)
共同通信の内海です。 総理が目指すように、集団的自衛権の行使を憲法解釈変更で容認すれば、憲法の規範性が損なわれるとの批判があります。安全保障環境の変化があれば、今後も憲法解釈変更で対応するつもりなのか、それとも、憲法 9 条改正に取り組む必要があるとの考えでしょうか。憲法解釈変更に伴う法整備、内閣改造の時期についてはどうお考えでしょうか。
(安倍総理)
まず、憲法改正の是非については、国民的な議論の深まりの中において判断されるべきものだろうと思います。国民投票改正法案の成立により、一層国民的な議論が深まっていくことを期待したいと思えます。 憲法解釈については、最高裁判所に解釈を最終的に確定する権能がありますが、行政府が憲法第 65 条の下、行政権を執行するために憲法を適正に解釈していくことは当然のことであろうと思っています。当然それは必要なことであります。

【資料参照】首相官邸「安倍内閣総理大臣記者会見」
http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0624kaiken.html

表 15 集団的自衛権の政府解釈の変遷

時期	集団的自衛権の解釈の特徴
1957 年～ 1960 年（安保改定期）	直前の時期同様、集団的自衛権とは、外国の領土に自衛隊を派遣するという状況を意味すると理解する傾向が強い。 そのような限定された理解の上で、集団的自衛権の一切が禁止されているとは考えないという岸首相の答弁がある。 しかしながら、これ以降、我が国が制限的な形式でも集団的自衛権の行使が許されるという答弁は明示的には行われていない。
1960 ～ 1970 年代	集団的自衛権に関する積極的な答弁はあまり見られない時期である。しかし、1972 年の決算委員会資料により、1981 年に確立する、政府による集団的自衛権概念の定義の萌芽が見られる。
1980 年代	1981 年 5 月の質問主意書への答弁によって、集団的自衛権とは「 自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利 」を意味するものであるという後年に踏襲される解釈が明確化された（個別的自衛権合理的拡大説）。その後は、この答弁の繰り返しとなり、議論の対象は、個々のケースが集団的自衛権に当たらないかということになっていく。特に、1980 年代においては、シーレーン防衛、アメリカ軍への情報提供、リムバック参加及び在日米軍経費負担が、集団的自衛権ではなく、個別的自衛権の行使であることが答弁されている。
1990 年代	湾岸戦争を背景としての PKO 等の自衛隊海外派遣が主たる議論の対象となる。武力行使と一体化せずに自衛隊がアメリカ軍等に協力する場合には、集団的自衛権の行使には当たらないとの答弁がなされた。また、武力行使との一体化はどのようにして判断すべきかについての四つの判断基準が提示された。
2000 年～ 2009 年（政権交代以前）	政府が集団的自衛権の問題につき、さまざまな角度から分析をした時期である。特に、弾道ミサイル防衛（BMD）が可能かどうか主たる議論の対象となった。政府は、BMD の一部について警察権の行使に位置付け、集団的自衛権の行使には当たらないと答弁している。このように、個別的自衛権で説明する領域が徐々に広がってきている。
2009 年以降	これまでの政府答弁を基本的に踏襲している。

【参照資料】鈴木尊純著「憲法第 9 条と集団的自衛権—国会答弁から集団的自衛権解釈の変遷を見る—」p47 引用
<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/pdf/073002.pdf>

もし**憲法を内閣総理大臣が自由に解釈できるとすれば、そんなことが許されるとすれば、日本は憲法を最高法規とする国ではありません。憲法の上に内閣総理大臣の権力を置く独裁国家になってしまいます。**現在日本ではそのようなクーデタが静かに進行しています。

（以下、第 137 回広島島 2 人デモチラシに続きます。原発問題とは一見離れるように見えますが、実はそうではありません）